



平成 24 年 11 月 12 日

中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律に規定する措置の実施状況

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、中小企業金融円滑化法という。）に規定する法施行以降から平成 24 年 9 月 30 日までの貸付条件の変更等の措置の実施状況を取りまとめましたので別紙のとおり公表いたします。

なお、当該実施状況の概要は以下の通りです。

1. 中小企業のお客さまに対する貸付条件変更実施状況

中小企業金融円滑化法施行（平成 21 年 12 月 4 日）以前より金融円滑化委員会を立ち上げるとともに、財務諸表などの情報だけでなく、事業性貸出先全先訪問および面談を通じて、地域やお客さまの特性および事業の実態把握に真摯に取り組み、中小企業金融円滑化法の趣旨に沿って出来る限り債務負担軽減を実施いたしました。

●累計申込債権件数、金額	28,111 件	546,464 百万円
上記の内実行件数、金額	26,810 件	526,460 百万円

2. 住宅ローンのお客さまに対する貸付条件変更実施状況

中小企業金融円滑化法施行（平成 21 年 12 月 4 日）以前よりお客さまの財産および収入の状況の実態把握に真摯に取り組み、中小企業金融円滑化法の趣旨に沿って出来る限り債務負担軽減を実施いたしました。

●累計申込債権件数、金額	1,102 件	13,035 百万円
上記の内実行件数、金額	885 件	10,392 百万円

3. 中小企業金融円滑化法第 7 条第 1 項に規定する説明書類の修正について

平成 24 年 5 月 14 日に開示いたしました法第 4 条及び法第 5 条に基づく措置の実施状況について、内容の一部に修正が生じたので、別紙にてご報告いたします。

尚、今回開示いたしました、平成 24 年 9 月末日基準の実施状況は、本修正を反映させたものを掲載しております。

以 上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報 CSR 室	田村	内線 3730
TEL 029-859-8111			

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に規定する措置の実施状況

平成24年11月12日

法第4条、法第5条に基づく措置の実施状況は以下のとおりです。

1. 法第4条に基づく措置の実施状況
(中小企業のお客さま)

(単位:件数,百万円)

	期間	申込み		審査中		実行		取下げ		謝絶	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 (i + ii)	法 施 行 日 ~ 平成24年3月31日	23,427	467,967	363	7,400	22,124	445,769	519	10,531	421	4,263
	法 施 行 日 ~ 平成24年9月30日	28,111	546,464	270	4,237	26,810	526,460	550	11,094	481	4,673
内、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権 (i)	法 施 行 日 ~ 平成24年3月31日	9,137	332,635	115	5,187	8,734	318,305	167	7,181	121	1,958
	法 施 行 日 ~ 平成24年9月30日	11,013	388,353	78	2,572	10,593	375,958	186	7,577	156	2,246
内、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権 (ii)	法 施 行 日 ~ 平成24年3月31日	14,290	135,332	248	2,213	13,390	127,464	352	3,350	300	2,305
	法 施 行 日 ~ 平成24年9月30日	17,098	158,111	192	1,665	16,217	150,502	364	3,517	325	2,427

2. 法第5条に基づく措置の実施状況
(住宅ローンのお客さま)

(単位:件数,百万円)

	期間	申込み		審査中		実行		取下げ		謝絶	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	法 施 行 日 ~ 平成24年3月31日	960	11,269	14	166	764	8,812	94	1,111	88	1,178
	法 施 行 日 ~ 平成24年9月30日	1,102	13,035	15	163	885	10,392	102	1,210	100	1,270